

仙台市水道事業経営検討委員会設置要綱

(令和 2 年 8 月 7 日水道事業管理者決裁)

(設置)

第1条 本市水道事業の経営状況並びに、仙台市水道事業基本計画及び仙台市水道事業中期経営計画（以下、「仙台市水道事業基本計画等」という。）の実績評価等について、外部の有識者等から広く意見を聴取することにより、事業の客観性や透明性を高めると共に、効率的かつ実効性のある事業運営に寄与することを目的として、仙台市水道事業経営検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市水道事業の経営状況に関する事項
- (2) 「仙台市水道事業基本計画等」の実績評価等に関する事項
- (3) 「仙台市水道事業基本計画等」の策定・変更に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水道事業の運営に関し仙台市水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、水道事業に関する有識者その他管理者が適當と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合は、委員の任期を2年未満とすることができる。
3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
3 委員長は、委員会の会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
 - 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を関係者として出席させ、その者から意見を聴き、又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、水道局総務部経営企画課において処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年8月7日から実施する。